

入院中の食事について

令和 7 年 4 月 1 日

市立砺波総合病院

当院は、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っております。管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温（保温保冷）で提供しています。

1 配達時間

朝食は午前 7 時 30 分、昼食は正午、夕食は午後 6 時以降に配膳いたします。

2 配膳方法

適温配膳車で配膳しております。

3 選択メニュー

一般食の方は、数種類のメニューの中から選択することができます。

火曜日に 1 週間分の献立表が配布された方は、ご希望のメニューに○印をつけておいてください。水曜日に栄養士がお部屋に伺います。土曜日から提供いたします。

4 食事療養標準負担額

入院時食事療養費のうち、次の食事療養標準負担額【健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（令和 7 年 3 月 24 日厚生省告示第 64 号）】は、患者様から徴収します。

区 分		食事療養標準負担額
① 一般の方		一食につき 510 円
② 住民税非課税世帯の方（③の方を除く）		一食につき 240 円
	うち、過去 1 年間の入院日数が 90 日を超える方	一食につき 190 円
③ 住民税非課税世帯の方で所得が一定の基準に満たない 70 歳以上の方		一食につき 110 円